

第 **77** 回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都中央区八重洲二丁目2番1号
東京ミッドタウン八重洲カンファレンス
4階大会議室

（会場が前回と異なっておりますので、お間違えのない
ようご注意ください）

ご来場者様へのお土産のご用意はございません

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額改定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件 |

株 主 各 位

東京都世田谷区代沢四丁目43番11号
東邦ホールディングス株式会社
代表取締役CEO兼CFO
枝 廣 弘 巳

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://ir.tohohd.co.jp/ja/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「東邦ホールディングス」、または「コード」に当社証券コード「8129」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、行使期限であります**2025年6月26日（木曜日）午後5時まで**に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区八重洲二丁目2番1号 東京ミッドタウン八重洲カンファレンス 4階大会議室 ※ 会場が昨年 の 定時株主総会 とは異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項	
報告事項	1. 第77期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第77期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額改定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- （2）書面およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- （3）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、会計監査人および監査等委員会は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「新株予約権等に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「計算書類の個別注記表」

◎当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権を行使する方法には、以下の3つの方法がございます。

株主総会に出席する方法



.....株主総会開催日時.....
2025年6月27日（金曜日）
午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら、
同封の議決権行使書用紙を
会場受付へご提出ください。

書面で議決権を行使する方法



.....行使期限.....

2025年6月26日（木曜日）
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案の賛
否ご表示の上、ご返送ください。

詳細は、以下に記載の議決権行使書
ご記入方法のご案内をご確認ください

インターネット等で議決権を 行使する方法



.....行使期限.....

2025年6月26日（木曜日）
午後5時完了分まで

次頁の案内に従って、
議案の賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご確認ください ▶

議決権行使書のご記入方法のご案内

●こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

- ▶ 賛成の場合：【賛】の欄に○印
- ▶ 反対の場合：【否】の欄に○印
- 議案 ▶ 一部の候補者に反対される場合：【賛】の欄に○印を
ご表示のうえ、反対される候補者の番号を（ ）内
にご記入ください。

※当日ご出席いただく場合は、インターネットまたは議決権行使書用紙の郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権電子行使プラットフォームの ご利用について

機関投資家の皆様は、事前にお申込みの場合には、
株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラット
フォームをご利用いただけます。

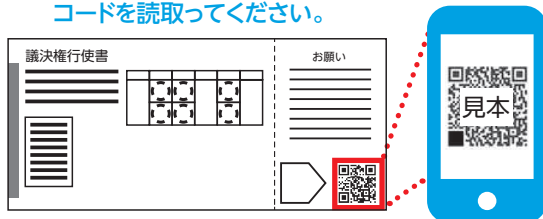


インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

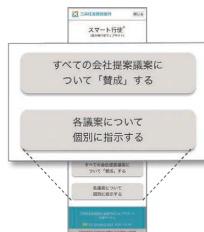
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って 賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

(注) QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

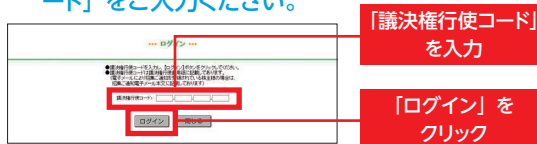
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト | <https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」 をご入力ください。



3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を ご入力ください。



4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 **0120-652-031** (受付時間 午前9時～午後9時)

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の員数を実態に合わせた適正な員数とするため、現行定款第19条第1項を変更し、現状の30名以内から10名以内に減員するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第19条 ①当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は <u>30</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 ①当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は <u>10</u> 名以内とする。

取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって現任の取締役（監査等委員であるものを除く。）5名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、取締役候補者の選定につきましては、取締役会の諮問機関であり、社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬委員会での審議を経ております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から特段の指摘事項はございませんでした。取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席状況
1	再任	えだ ひろ 枝廣 弘巳	代表取締役ＣＥＯ兼ＣＦＯ	13回／13回 (100%)
2	再任	うま だ 馬田 明	専務取締役ＣＯＯ	13回／13回 (100%)
3	再任	まつ たに 松谷 竹生	取締役	13回／13回 (100%)
4	新任	こう の 河野 修蔵	執行役員	—
5	新任	は が 芳賀 真名子	—	—

社外
独立

候補者番号

1

再任



えだ ひろ ひろ み
枝廣 弘巳

- 生年月日 1952年5月14日
- 所有する当社株式の数 43,700株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

- 1977年4月 東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会社）入社
 - 1985年9月 常盤薬品株式会社 入社
 - 2000年8月 同社代表取締役社長
 - 2012年6月 当社監査役
 - 2015年6月 東邦薬品株式会社代表取締役社長
 - 2015年6月 当社取締役
 - 2017年6月 当社取締役副社長
 - 2019年6月 東邦薬品株式会社取締役
 - 2019年6月 当社代表取締役副会長 CFO
 - 2020年6月 東邦薬品株式会社代表取締役会長
 - 2020年6月 当社取締役
 - 2022年6月 東邦薬品株式会社取締役（現任）
 - 2022年6月 当社代表取締役CFO
 - 2024年6月 当社代表取締役CEO兼CFO（現任）
- 当社における地位および担当
代表取締役CEO兼CFO

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

枝廣弘巳氏は、企業経営者としての豊富な知見・経験を有しており、中期経営計画で掲げた施策の推進および目標の達成に向け、強いリーダーシップを発揮し、当社グループの経営を牽引しております。
今後もグループ経営全般を牽引する立場として、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

再任



うま だ あきら
馬田 明

- 生年月日 1965年4月16日
- 所有する当社株式の数 29,100株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

- 1986年3月 東邦薬品株式会社（現 当社）入社
 - 2009年4月 東邦薬品株式会社執行役員
 - 2012年7月 同社取締役
 - 2015年6月 同社常務取締役
 - 2015年6月 当社執行役員
 - 2016年6月 東邦薬品株式会社専務取締役
 - 2016年6月 当社取締役
 - 2019年6月 東邦薬品株式会社代表取締役社長（現任）
 - 2019年6月 当社専務取締役
 - 2022年6月 当社専務取締役COO（現任）
- 当社における地位および担当
専務取締役COO
 - 重要な兼職の状況
東邦薬品株式会社 代表取締役社長

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

馬田明氏は、当社グループの事業全体を統括するとともに、当社グループのコア事業である医薬品卸売事業の営業部門責任者を務めた経験に基づく豊富な知見を活かし、東邦薬品株式会社の代表取締役社長として、中期経営計画で掲げた医薬品卸売事業の変革等の取り組みを推進しております。
今後も当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

再任



まつ たに たけ お
松谷 竹生

- 生年月日 1966年4月20日
- 所有する当社株式の数 64,128株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1992年2月 東邦薬品株式会社（現 当社）入社
2001年6月 同社取締役
2007年6月 同社常務取締役
2008年6月 同社専務取締役
2009年4月 当社取締役（現任）
2013年6月 九州東邦株式会社常務取締役
2015年6月 同社代表取締役社長
2017年6月 東邦薬品株式会社取締役副社長（現任）
2023年6月 九州東邦株式会社取締役会長（現任）

- 当社における地位および担当
取締役

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

松谷竹生氏は、グループ子会社において代表取締役社長などの要職を歴任し、企業経営者としての豊富な経験と当社において経営企画や事業開発の責任者を務めた経験を有しております。これらの経験に基づく豊富な知見を活かし、中期経営計画で掲げた取り組みを加速させ、より実効性を高めるための実行計画の策定に貢献しております。今後も当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

新任



こう の しゅう ぞう
河野 修蔵

- 生年月日 1978年9月26日
- 所有する当社株式の数 536,560株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

2001年4月 サン・マイクロシステムズ株式会社（現 日本オラクル株式会社）入社
2005年1月 東邦薬品株式会社（現 当社）入社
2009年4月 株式会社オムエル（現 株式会社セイエル）入社
2014年6月 同社 執行役員
2015年6月 同社 取締役
2017年6月 同社 代表取締役社長（現任）
2017年6月 東邦薬品株式会社 取締役
2021年6月 同社 執行役員（現任）
2022年6月 当社 執行役員（現任）

- 当社における地位および担当
執行役員
- 重要な兼職の状況
株式会社セイエル 代表取締役社長

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

河野修蔵氏は、中期経営計画で掲げた取り組みを加速させ、より実効性を高めるべく策定された実行計画に基づくトランスフォーメーション推進の責任者として、各施策を主導しております。また、グループ子会社の代表取締役社長を務め、企業経営者としての豊富な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を活かし、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上の実現に貢献できるものと判断したため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

新任

社外

独立



は が ま な こ
芳賀 真名子

- 生年月日 1963年9月2日
- 所有する当社株式の数 一株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月 JPモルガン モルガン信託銀行 入社
1989年9月 ジェームズ・ケペル証券会社 入社
1992年4月 S.G.ウォーバーク証券会社 入社
1995年5月 クラインオートベンソン投資顧問株式会社 入社
1998年7月 メリルリンチ・インベストメント・マネージャーズ株式会社 入社
2002年5月 フィデリティ投信株式会社 入社
2016年6月 フィデリティ投信株式会社、フィデリティ証券株式会社 取締役 財務部長 兼 社長室ビジネスマネージャー
2017年6月 松井証券株式会社 顧問
2017年11月 プリティッシュ・スクール・イン・東京 入職
2019年6月 松井証券株式会社 取締役
2020年6月 同社 取締役 人事・総務部門担当役員（現任）

● 重要な兼職の状況

松井証券株式会社 取締役
人事・総務部門担当役員

社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者としての理由および期待される役割の概要

芳賀真名子氏は、証券会社において財務部門や人事・総務部門の責任者を務め、財務・会計、人材育成、業務プロセスの構築等に関する豊富な知見・経験を有しております。これらの知見・経験を活かして、独立した立場から取締役会の適切な意思決定に対する助言や実効性の高い監督を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 芳賀真名子氏は、社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者であります。
3. 芳賀真名子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 芳賀真名子氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令および当社定款に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、「3.会社役員に関する事項（2）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」（交付書面省略事項「事業報告」4ページ）に記載のとおりです。取締役候補者の各氏が原案どおり選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなり、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員し、新任の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



さいとう みほ
齋藤 美帆

- 生年月日 1963年4月8日
- 所有する当社株式の数 一株

略歴および当社における地位・担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月 野村證券株式会社 入社
 1988年3月 クレディスイス信託銀行 入社
 1989年11月 スパークス投資顧問株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）入社
 1997年9月 シンガポール 政府投資公社（GIC）入社
 2006年1月 Clay Finlay Inc 入社
 2009年11月 国連年金基金 入職
 2024年6月 株式会社ストラテジー・アドバイザーズ 執行役員 資本市場本部 DE&I 研修コースコーディネーター 兼 スピーカー
 2025年3月 株式会社エラン社外取締役（監査等委員）（現任）

● 重要な兼職の状況

株式会社エラン社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

齋藤美帆氏は、国際金融の投資業務に長く携わり、資本市場の動向を踏まえた投資戦略の策定や投資リスク管理等に関する豊富な知見・経験を有しております。
 金融・資本市場に関する知見・経験を活かして、独立した立場から取締役会の適切な意思決定に対する助言や実効性の高い監査・監督を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との特別の利害関係
 齋藤美帆氏は、株式会社エランの社外取締役（監査等委員）を兼務しており、当社の連結子会社は株式会社エランに対し、介護用品の販売を行っておりますが、当該取引額の割合は当社グループの年間連結売上高の1%未満です。
2. 齋藤美帆氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 齋藤美帆氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 齋藤美帆氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令および当社定款に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、「3.会社役員に関する事項 (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」(交付書面省略事項「事業報告」4ページ)に記載のとおりです。齋藤美帆氏が原案どおり選任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなり、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、2016年6月29日開催の第68回定時株主総会において「年額7億円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）」（ただし、使用人分給与は含まれない。）として決議いただいておりますが、現在の取締役構成やこれまでの取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額等を考慮し、その報酬額を「年額5億円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）」（ただし、使用人分給与は含まれない。）といたしたいと存じます。

本議案については、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の諮問機関であり、社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、その内容は相当であるものと考えております。また、本議案につきましては、監査等委員会から特段の指摘事項はございませんでした。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第68回定時株主総会において「年額50百万円以内」として決議いただいておりますが、ガバナンス体制のより一層の強化を図ることを目的とした監査等委員の増員等に対応するため、その報酬額を「年額1億円以内」といたしたいと存じます。

本議案については、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の諮問機関であり、社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、その内容は相当であるものと考えております。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

以 上

取締役候補者のスキル・マトリックス

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するために取締役に期待する知見・経験について、中期経営計画や実行計画にて掲げた戦略等に基づき、7つの項目を選定しております。第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏 名	当社における 地位 (予定)	経営全般	財務・会計/ 資本市場	人財開発/ サステナビリ ティ	法務・ リスク管理	営業戦略/ ロジスティク ス	事業開発/ DX	医薬品行政・ 政策の知見
枝廣 弘巳	代表取締役 社長執行役員 CEO	○	○				○	○
馬田 明	取締役 専務執行役員 COO	○		○		○		○
松谷 竹生	取締役 常務執行役員 CGO	○		○		○	○	○
新任 河野 修蔵	取締役 執行役員 トランスフォーメーション 推進担当	○				○	○	○
新任 芳賀 真名子	社外取締役	○	○	○				
加茂谷 佳明	社外取締役 監査等委員	○			○	○		○
小谷 秀仁	社外取締役 監査等委員	○	○			○	○	○
後藤 千恵	社外取締役 監査等委員		○	○	○			
新任 齋藤 美帆	社外取締役 監査等委員	○	○	○				

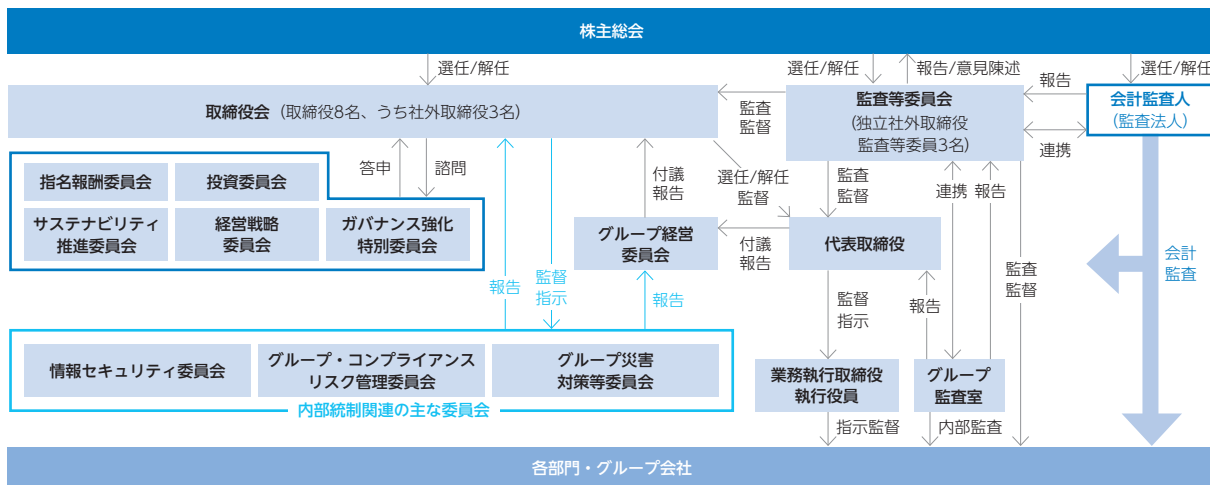
(スキルの選定理由)

項 目	選 定 理 由
経営全般	市場環境が大きく変化している中、中長期的な視点に立って成長戦略を策定・実行していくためには、企業経営に関する幅広い知見・経験が必要であると考えています。
財務・会計/資本市場	資本効率の向上および安定的な財務基盤の確保を図りながら、企業価値向上に向けた持続的な成長投資や株主還元を実現するためには、財務・会計や資本市場に関する幅広い知見・経験が必要であると考えています。
人財開発/ サステナビリティ	人財開発： 中期経営計画において「人的資本の価値最大化」を掲げており、人財育成や人事制度改革を実現・推進するにあたり適切な助言および監督を実行するためには、人財開発に関する知見・経験が必要であると考えています。 サステナビリティ： 当社の中期経営計画に基づき策定した実行計画で掲げた「サステナビリティ経営の質的向上」を実現するためには、サステナビリティに関する知見・経験が必要であると考えています。
法務・リスク管理	持続性のある企業として企業価値を高めるためには、その基盤となるガバナンス体制の整備・充実、リスク管理体制の強化が重要であり、そのためには、法務・リスク管理の知見・経験が必要であると考えています。
営業戦略/ ロジスティクス	営業戦略： 独創的なサービスの提供を通じて新しい価値を共創するうえで、顧客のニーズ把握能力および付加価値提供機能の強化は重要であり、現状の課題や市場の変化に対する影響などを的確に捉え、当社グループの営業戦略・方針などに対して適切に助言・監督するためには、営業戦略に関する幅広い知見・経験が必要であると考えています。 ロジスティクス： 生命関連商品を扱う立場として、「安心・安全な医薬品流通」は使命であり、適切な物流戦略の策定、助言、および監督を行うためには、ロジスティクスに関する知見・経験が必要であると考えています。
事業開発/DX	当社グループの中長期的な企業価値向上の実現には、新規事業の早期確立や既存事業の変革、業務効率化等が重要であり、これらを実行・推進していくためには事業開発やDXに関する知見・経験が必要であると考えています。
医薬品行政・政策の知見	医薬品業界という国の制度が大きく関わる複雑な市場環境の中で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、医薬品行政・政策に関する知見・経験が必要であると考えています。

コーポレート・ガバナンス体制

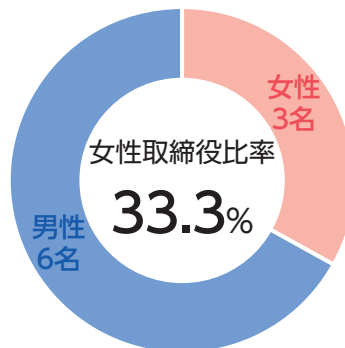
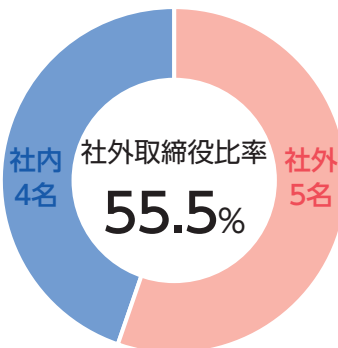
当社は取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を充実させ、中長期的な企業価値向上を図るために、監査等委員会設置会社という経営形態を選択しております。

当社の取締役は、8名のうち3名を社外取締役（全員監査等委員）として選任し、経営の監督機能の強化を図っております。



取締役会の構成

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成は次のとおりとなります。



事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における医療用医薬品市場は、2024年4月に実施された薬価改定において薬剤費ベースで4.67%の薬価基準の引き下げが行われたほか、2024年10月から導入された長期収載品の選定療養に伴い、後発医薬品への切り替えが加速するなど、引き続き医療費抑制策の推進による影響を受けました。新型コロナウイルス感染症については、医療費の公費負担が2024年3月をもって終了し、4月からは新型コロナワクチンの一般流通が開始されました。当社グループにおいては、コロナ治療薬や検査薬の売上の減少があった一方で、スペシャリティ医薬品をはじめとする取扱卸を限定する製品の売上が引き続き伸長したことなどにより、売上については前連結会計年度を上回る結果となりました。

当社グループは、2023年5月に2023年度からの3カ年を期間とする中期経営計画2023-2025「次代を創る」を策定し、(1) 事業変革、(2) 成長投資・収益性向上、(3) サステナビリティ経営、(4) 資本効率の改善と株主還元の向上、の4つを基本方針として掲げ、積極的なアライアンスやDXの推進などにより持続的成長と企業価値向上のための具体的施策に取り組んでおります。また、当中期経営計画の実効性を高め、その取り組みを加速させるため、2024年4月に「経営戦略委員会」を立ち上げ、利益成長戦略の検証等を行い、新たな数値目標やロードマップを織り込んだ実行計画を2024年11月に策定いたしました。具体的には、2029年3月期に連結ベースで営業利益率1.5%以上、および、ROE 8%以上を達成することを目標に掲げ、事業戦略の実行と数値目標の達成に必要な投資とその資金の確保に向けたキャピタルアロケーションを明確化しております。さらに、本実行計画をトランスフォーメーションプロジェクトと名付け、代表取締役CEOをプロジェクトオーナーとした推進体制を構築し、全社一丸となった取り組みを開始いたしました。

中期経営計画、ならびにその実行計画に基づき、以下の具体的な取り組みを着実に進めております。

基幹事業である医薬品卸売事業においては、2026年4月のスタートを目指し、二次医療圏を軸とした「チーム制」への移行に向けた準備を進めており、医薬MSと検査薬MSによる共同施策の展開や、事業拠点の統廃合などを推進いたしました。また、営業担

当者の業務効率化と医療機関・薬局等のお得意先の利便性向上を図るため、過去の注文履歴、納品予定、欠品状況等を一目で確認できる『共創未来ポータル』の提供を開始いたしました。

成長が期待されるスペシャリティ製品については、その競争優位を確立するため、サイノスバイオ株式会社の再生医療等製品「サクラシー®」の流通を受託するとともに、同社の事業開発および生産能力向上を支援するための出資を実施いたしました。また、スペシャリティ製品の取り扱い拡大を見据え、医薬品の定温輸送容器をはじめとした物流機器の製造・販売を行うワコン株式会社と資本業務提携を締結いたしました。さらに、スペシャリティ製品のフルラインサービス拡充を目指し、TBC^(注1) ダイナベースと同一施設内に、共創未来ファーマ株式会社の医療用医薬品二次包装施設「羽田パッケージングセンター」を新設いたしました。TBCダイナベースにCDMO^(注2) 機能、メーカー倉庫機能、卸倉庫機能を集約することで、効率的なワンストップサプライチェーンを構築するとともに、一部のスペシャリティ医薬品や希少疾病用医薬品に求められる厳格な温度管理や振動リスクの低減を実現し、医療機関や患者様への迅速かつ安定的な医薬品供給に貢献してまいります。

「地域ヘルスケアデザインの構築」および「顧客支援ビジネスの進化」に向けては、薬局向けICT事業を展開する株式会社ファルモと業務提携を行い、同社のクラウド型ピッキング監査システム『EveryPick』の取り扱いを開始いたしました。

また、物流の質的向上と生産性向上を図るため、配送業務の合理化と効率化を目的とした新しい配送端末と計画配送システムを導入いたしました。これにより、配送状況の可視化と最適な配送スケジュールの策定が可能となっております。さらに、新たな配送手段の確立に向け、ドローン・ロボットを活用したDXソリューションを開発・提供するブルーイノベーション株式会社と戦略的業務提携を締結し、大規模災害時の被災地や遠隔地、アクセス困難な地域への医薬品・医療機器の安定的な配送体制構築に向けた検討を開始いたしました。加えて、株式会社T2と戦略的パートナーシップを構築し、医薬品流通における自動運転トラックの可能性と、よりシームレスな輸送方法の研究・開発に着手いたしました。

株主還元については、「2026年3月期までにDOE（株主資本配当率）2%以上」との配当方針に基づき、前年度より25円増配し、年間配当を65円といたしました。また、資本政策においては、150億円の自己株式取得を実施し、取得した全株式を消却いたしました。政策保有株式については継続的な縮減を進めており、2025年3月末時点での政策保有株式の純資産比率は16.2%となっております。

サステナビリティ経営においては、お取引先の皆様との信頼関係をより一層深め、責任ある調達活動を推進するため、「グループ調達方針」を策定し公表するとともに、その実行体制を強化するべく「購買管理室」を新設いたしました。また、サプライチェーン

全体における共存共栄関係を構築することを目的とした「パートナーシップ構築宣言」に、当社グループより13社が参画いたしました。

さらに、ガバナンスの一層の強化を図るため、2024年8月には取締役会の諮問機関として「ガバナンス強化特別委員会」を設置いたしました。同委員会は、法律、財務、企業経営等の専門性を有し、当社から独立したメンバーで構成されており、客観的かつ専門的な視点から当社グループのコンプライアンス、リスクマネジメントを含むガバナンス全般の課題と改善策について数カ月 にわたりご議論いただいております。2025年2月には同委員会より中間答申が報告されており、今夏には最終答申が報告される予定です。当社グループは、この中間答申に基づき、2025年4月に「コンプライアンス推進部」ならびに「関係会社管理部」を新設するなど、改善すべき案件について早急に対応を進めております。

当連結会計年度の業績は、売上高1,518,495百万円（前期比2.8%増）、営業利益18,936百万円（前期比2.0%減）、経常利益20,716百万円（前期比4.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益19,844百万円（前期比3.9%減）となりました。



医薬品 卸売事業

売上高構成比

92.8%



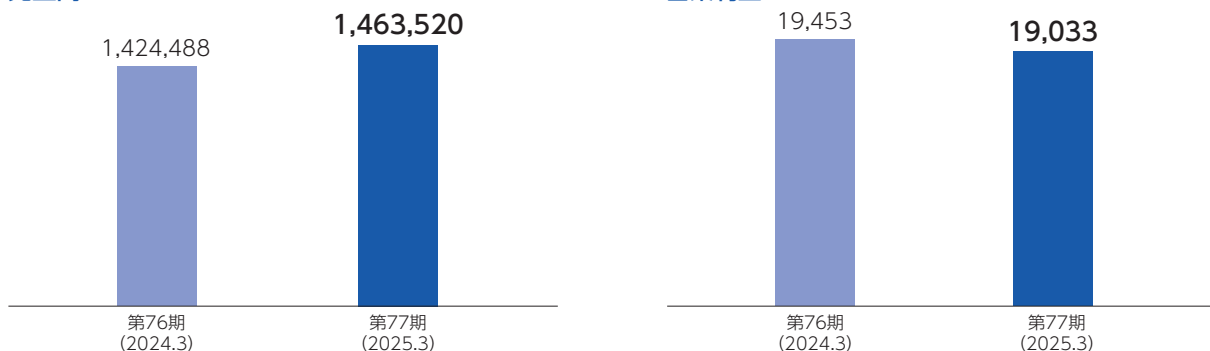
医薬品卸売事業においては、コロナ治療薬・検査薬の需要減少や、選定療養導入による後発医薬品の使用促進に伴う影響がみられました。その一方で、2024年10月からの自治体による新型コロナワクチンの定期接種開始に伴い、ワクチンの売上が増加いたしました。また、スペシャリティ医薬品をはじめとする取扱卸限定製品の売上が引き続き好調に推移し、全体の売上を牽引しました。医療機関との価格交渉においては、2024年3月に改訂された流通改善ガイドラインを遵守すべく、個々の製品価値と流通コストに見合った単品単価交渉に引き続き取り組むとともに、特に医療上の必要性の高い医薬品については別枠での交渉に努めました。顧客支援システムについては簡易版『ミザル』や『病院なびPRサービス』等の新製品・新サービスの提案に努めるとともに、市場ニーズや将来性を精査し、高付加価値製品への注力と、より効率的な資源配分を進めることで、事業全体のさらなる成長を図るべく、製品ポートフォリオの最適化を進めております。これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,463,520百万円（前期比2.7%増）、セグメント利益（営業利益）19,033百万円（前期比2.2%減）となりました。

売上高

(百万円)

営業利益

(百万円)

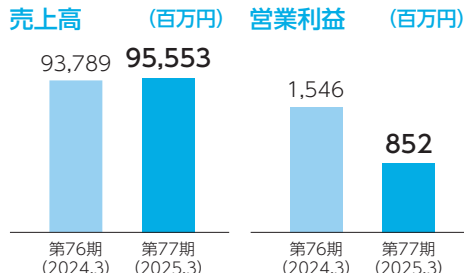




調剤薬局事業

売上高構成比
6.1%

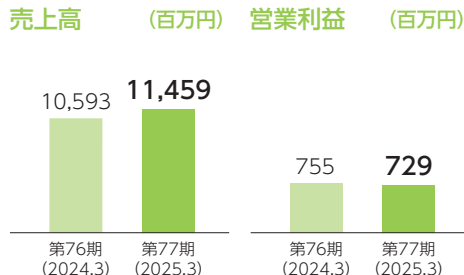
調剤薬局事業においては、中期経営計画の重要施策である「調剤薬局事業の変革」を実践すべく、事業会社の再編を進め、2024年3月末時点で24社あったファーマクラスター株式会社傘下の調剤薬局事業会社を、2025年4月1日時点で11社にまで再編し、東日本における再編はほぼ完了いたしました。また、採算性を重視した新規開局と閉局を引き続き行いました。さらに、調剤報酬改定への対応を進めるとともに、マイナ保険証の利用促進等による薬局DXの推進や、在宅医療への貢献に向けた変革を推進するため、在宅専門診療所との連携強化に取り組みました。一方で、事業会社の統合に伴う一時的な費用の発生や人件費の増加により、当連結会計年度の業績は、売上高は95,553百万円（前期比1.9%増）、セグメント利益（営業利益）は852百万円（前期比44.9%減）となりました。



医薬品製造販売事業

売上高構成比
0.7%

医薬品製造販売事業においては、自社で構築した独自の検証システムに基づく徹底した品質管理と、計画的な生産・調達体制の構築により、高品質・高付加価値な医薬品の安定供給に取り組みました。また、TBCダイナベースと同一施設内に、低温もしくは抗体医薬品を含むバイアル製剤等を主とした検査・包装および保管業務が行える医療用医薬品二次包装施設として「羽田パッケージングセンター」を開設し、今秋より製薬メーカーからの受託を行うべく準備を進めております。当連結会計年度の業績は、売上高11,459百万円（前期比8.2%増）、セグメント利益（営業利益）729百万円（前期比3.5%減）となりました。



その他周辺事業

売上高構成比
0.4%

その他周辺事業における当連結会計年度の業績は、売上高6,850百万円（前期比11.4%増）、セグメント利益（営業利益）655百万円（前期比46.2%増）となりました。

（注1）TBCとは、Toho Butsuryu Center（東邦物流センター）の略称であります。

（注2）CDMOとは、製造開発受託のことです。

（注3）セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

◇各部門別の売上高は、次のとおりです。

部 門	売 上 高 (百万円)	構 成 比 (%)	前期比増減 (%)
医 薬 品 卸 売 事 業	1,415,289	93.2	2.9
医 薬 用 医 薬 品	1,244,467		
検 査 薬	72,062		
そ の 他	98,759		
調 剤 薬 局 事 業	95,531	6.3	1.9
医 薬 品 製 造 販 売 事 業	2,615	0.2	7.1
そ の 他 周 辺 事 業	5,059	0.3	7.6
合 計	1,518,495	100.0	2.8

(注) 外部顧客への売上であります。

② 設備投資の状況

当社グループの設備投資の総額は6,402百万円であり、このうち主なものは、医薬品卸売事業における営業拠点等の新設・改修及び医薬品製造販売事業における羽田パッケージングセンター新設であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資・社債発行などによる資金調達はありません。

(2) 財産および損益の状況

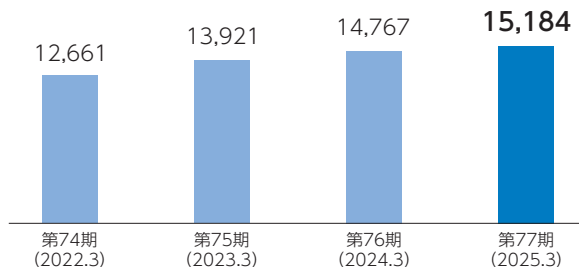
① 企業集団の業績および財産の状況の推移

区分	第74期 (2022.3)	第75期 (2023.3)	第76期 (2024.3)	第77期 (当連結会計年度) (2025.3)
売上高 (百万円)	1,266,171	1,392,117	1,476,712	1,518,495
経常利益 (百万円)	18,182	19,176	21,787	20,716
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	13,379	13,630	20,657	19,844
1株当たり当期純利益	189円70銭	196円70銭	320円14銭	313円20銭
総資産 (百万円)	702,376	715,288	773,427	722,805

(注) 第76期より、情報提供料収入等の表示方法を営業外収益から売上高に変更しており、第75期については、当該表示方法の変更を反映した数値を記載しております。

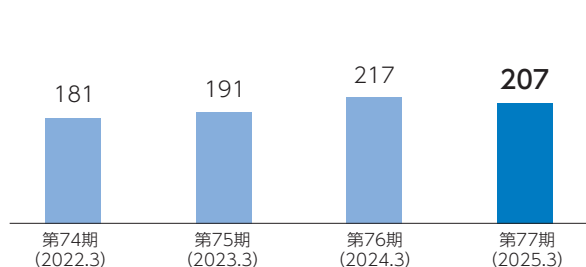
売上高

(単位：億円)



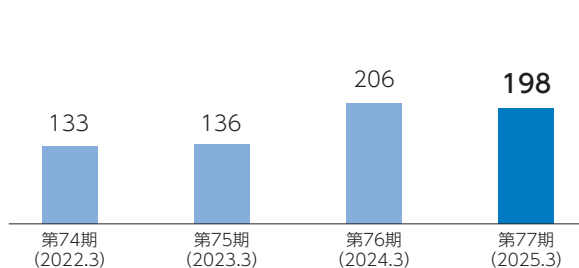
経常利益

(単位：億円)



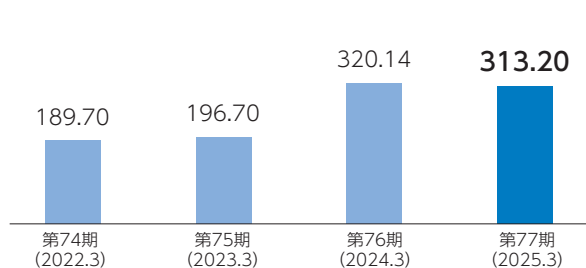
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



② 当社の業績および財産の状況の推移

区分	第74期 (2022.3)	第75期 (2023.3)	第76期 (2024.3)	第77期 (当事業年度) (2025.3)
売上高 (百万円)	7,308	13,039	12,515	15,597
経常利益 (百万円)	2,080	7,260	4,883	7,648
当期純利益 (百万円)	4,014	9,655	13,118	13,861
1株当たり当期純利益	56円91銭	139円32銭	203円27銭	218円73銭
総資産 (百万円)	254,760	253,452	267,428	242,556

(注) 第76期より、情報提供料収入等の表示方法を営業外収益から売上高に変更しており、第75期については、当該表示方法の変更を反映した数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (連結子会社)

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
東 邦 薬 品 株 式 会 社	300	100.00	医薬品卸売業
九 州 東 邦 株 式 会 社	522	100.00	医薬品卸売業
株 式 会 社 セ イ エ ル	95	100.00	医薬品卸売業
株 式 会 社 幸 耀	72	100.00	医薬品卸売業
株式会社スクウェア・ワン	100	100.00	不動産賃貸業
株式会社東邦システムサービス	10	100.00	情報処理業
ファーマクラスター株式会社	10	100.00	調剤薬局事業の管理事業
株 式 会 社 ファ ー マ ダ イ ワ	100	100.00	調剤薬局の経営
株式会社J.みらいメディカル	100	100.00	調剤薬局の経営

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ファーマみらい	50	100.00	調剤薬局の経営および医薬品分割販売業
セイコーメディカルブレン株式会社	30	100.00	調剤薬局の経営
株式会社ストレチア	25	100.00	調剤薬局の経営
ベガファーマ株式会社	10	100.00	調剤薬局の経営
株式会社青葉堂	3	100.00	調剤薬局の経営
株式会社厚生	3	100.00	調剤薬局の経営
共創未来ファーマ株式会社	199	100.00	医薬品製造販売業
株式会社東京臨床薬理研究所	401	100.00	治験施設支援業
株式会社アルフ	90	91.49	情報処理機器の企画・販売業
株式会社ネグジット総研	20	100.00	ソフトウェアの開発・販売、企業・医療経営コンサルティング業
株式会社e健康ショップ	50	90.05	医薬品に関するインターネット事業
株式会社eヘルスケア	79	95.80	情報提供サービス業務

(注) 議決権比率には、間接所有も含まれております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「全ては健康を願う人々のために」をコーポレートスローガンとして掲げ、「わたしたちは社会・顧客と共生し、独創的なサービスの提供を通じて新しい価値を共創し、世界の人々の医療と健康に貢献します。」との経営理念のもと、常に健康を願う人々を第一に考え、その満足度を高めるべく顧客価値の創造に取り組むことで、持続的な成長による中長期的な企業価値の向上とコーポレートブランドの確立を目指しております。

我が国においては現在、国民の健康寿命の延伸と超高齢社会、総人口の減少における持続可能な社会保障制度の構築・維持を目的に、薬価の毎年改定や長期収載品への選定療養の導入など医療費抑制のための様々な施策が導入されております。また、国民が良質な医療やケアを受けられるために、医療DXの促進や、「地域包括ケアシステム」の構築への取り組み等が進められております。さらに、近年は、遺伝子治療医薬品や再生医療等製品をはじめとした、高額で厳密な管理が必要とされる医薬品が多く登場するなど医薬品のモダリティ^(注)が大きく変化しており、医薬品等の多様性に対応できる営業・物流体制の構築が求められております。

このように医療ならびに医薬品業界の環境変化がますます加速しているなか、この先の次代においても医療機関・健康を願う人々をはじめとするステークホルダーへの付加価値を提供し、社会に貢献する企業であり続けるべく、2023年5月に2025年度を最終年度とする、中期経営計画2023－2025「次代を創る」を策定いたしました。さらに、2024年11月には当中期経営計画の実効性を高めるための実行計画を定め、ロードマッ

プに沿った取り組みを着実に進めております。

また、当社グループは企業の安定的かつ長期的な成長と、持続可能な社会の実現に向けて、環境（Environment）、社会(Social)、ガバナンス(Governance)、およびコンプライアンスのそれぞれの領域における課題を洗いだし、その解決に向けて取り組むサステナビリティ経営を推進しております。医薬品等の流通を担う立場として、環境保全と事業活動の両立を最重要課題と捉え、温室効果ガス排出量の短期および中長期的な削減目標を設定し、配送管理システムの導入による配送効率の向上や太陽光パネルの設置、EV車の導入、再生可能エネルギー由来の電力プランへの切り替え等に取り組んでおります。

当社グループは、社員は会社の財産、すなわち「人財」であるとの考えのもと、人財によって成長してきた歴史と、社員の自由な発想を尊重してきた企業文化を大切に継承するとともに、性別・国籍・年齢・価値観等を問わない幅広い人財活用と、各種研修やプロジェクトへの参画を通じた人財育成、働き方改革の推進にも取り組んでおります。今後も社員一人ひとりの声に耳を傾け、その人権・人格を尊重することで、自由闊達な企業風土を醸成するとともに、人的資本価値の最大化を図ってまいります。

さらに、健全な事業活動を行うべく、ガバナンスの一層の強化を図るとともに、全ての役職員が「関連法規の遵守」と「コンプライアンス・リスクマネジメント」を最優先事項として行動してまいります。加えて、医療および健康関連企業としての公共性と社会インフラとしての使命を認識し、非常時においても医療提供体制を維持するため、震災・パンデミック対策など医薬品の安定供給に必要な投資を各ステークホルダーからの信頼と共感をベースに進めてまいります。

このような取り組みを推進することで、健康を願う人々、顧客、地域社会、株主、社員など全てのステークホルダーから必要とされ、継続して支持される企業集団を目指してまいります。

（注）モダリティとは、創薬技術や手法等の治療手段の種別のことであります。

（５） 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

部 門 別	主 要 な 事 業 内 容
医 薬 品 卸 売 事 業	医薬品・麻薬・検査薬等の販売、医療機器の販売
調 剤 薬 局 事 業	保険調剤薬局の経営、在宅医療支援業務、医薬品の販売
医 薬 品 製 造 販 売 事 業	医療用医薬品の製造および販売、注射用医薬品の受託製造
そ の 他 周 辺 事 業	上記事業に関連する周辺事業

2. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 192,000,000株
- ② 発行済株式の総数 73,025,942株
- ③ 株主数 4,458名
- ④ 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505018	9,646	15.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,059	9.67
塩野義製薬株式会社	3,500	5.58
3D WH OPPORTUNITY MASTER OFC - 3D WH OPPORTUNITY HOLDINGS	2,400	3.83
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,494	2.38
河野 博行	1,333	2.13
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一三共口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,328	2.12
東邦ホールディングス従業員持株会	1,310	2.09
みずほ証券株式会社	1,282	2.04
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,231	1.96

- (注) 1. 持株比率は自己株式（10,411,254株）を控除して計算しております。
2. 以下の大量保有報告書（変更報告書）が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主に含めておりません。
- ・3Dインベストメント・パートナーズ・プライベート・リミティッド（3D Investment Partners Pte. Ltd.）： 13,905千株（2024年11月14日現在）
 - ・野村證券株式会社および共同保有者の計3名 ： 3,980千株（2025年4月7日現在）

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（監査等委員であるものを除く。）	9,500	6

(注) 監査等委員である取締役に對し、株式の交付は行っておりません。

当社が保有する株式に関する事項

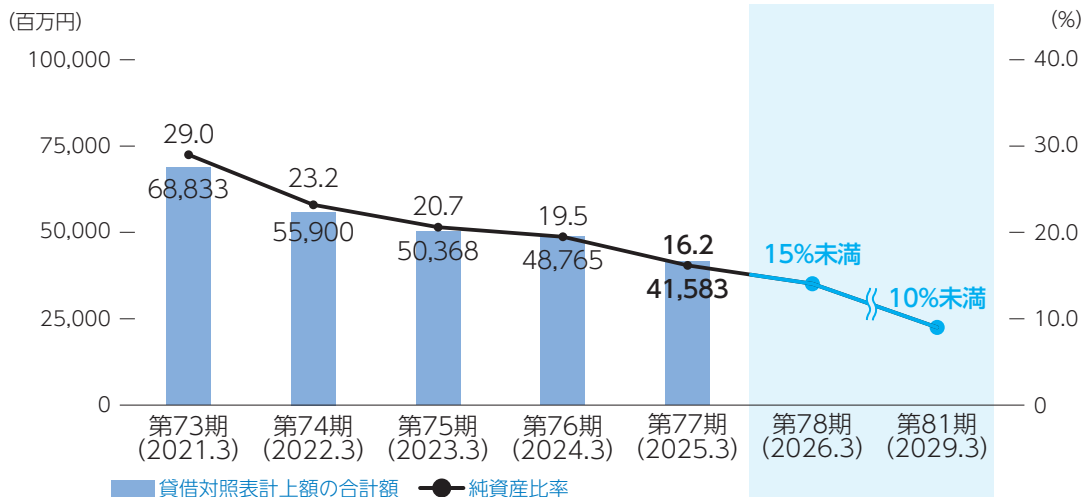
当社は、経営戦略、取引先との関係構築・維持・強化等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると思われる株式を保有しております。

これらの株式の保有の適否については、保有株式毎に保有に伴う便益等が当社の方針に見合っているかを精査し、保有の妥当性が認められないと考える場合には売却するなど、定期的に見直しを行っております。

また、政策保有株式は保有先企業と十分な対話を経た上で継続的に縮減しており、保有額については2026年3月期末までに純資産対比15%未満、2029年3月期末までには10%未満とすることを目標としております。

本方針に基づき、当連結会計年度においては7,923百万円を売却いたしました。

政策保有株式の状況



- (注) 1. 上記金額は非上場株式を含んでおります。
2. みなし保有株式に該当する株式を保有しておりません。

売却額および売却銘柄数の推移

	第73期 (2021.3)	第74期 (2022.3)	第75期 (2023.3)	第76期 (2024.3)	第77期 (2025.3)
売却数	16銘柄	15銘柄	12銘柄	12銘柄	4銘柄
売却額(百万円)	7,391	5,195	5,808	13,188	7,923

(注) 売却額および売却銘柄数は一部売却を含んでおります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
枝 廣 弘 巳	代表取締役CEO兼CFO	
馬 田 明	専務取締役COO	東邦薬品株式会社代表取締役社長
松 谷 竹 生	取締役	
多 田 眞 美	取締役 薬事統括部長	
村 川 健太郎	取締役 医薬品製造販売事業管掌	
加茂谷 佳 明	社外取締役（監査等委員）	
小 谷 秀 仁	社外取締役（監査等委員）	Frederick Research合同会社代表社員 ノボキユア株式会社代表取締役
後 藤 千 恵	社外取締役（監査等委員）	さくら共同法律事務所 パートナー 株式会社アバントグループ 社外取締役 （監査等委員）

- (注) 1. 監査等委員である取締役の加茂谷佳明、小谷秀仁、後藤千恵の各氏は社外取締役であります。また、当社は各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 2024年6月27日開催の第76回定時株主総会において、監査等委員である取締役として新たに後藤千恵氏が選任され、就任いたしました。
3. 2024年6月27日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役の渡邊俊介氏は、任期満了により退任いたしました。
4. 取締役の有働敦氏は、2024年11月8日付で取締役を辞任いたしました。なお、辞任時における重要な兼職はありません。
5. 監査等委員である取締役の小谷秀仁氏は、経営者としての豊富な経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査等委員である取締役の後藤千恵氏は、公認会計士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を、2021年1月22日開催の取締役会において決議いたしました。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は以下のとおり定めております。

I. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、当社を取り巻く経営環境等を勘案した上で各取締役の職位・役割に応じた固定報酬で、月額報酬として支給する。役員賞与は会社業績への貢献度等に応じ決定し、毎年一定の時期に支給する。

II. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬を導入しており、実施する場合には、実施の可否と、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、その割当てについて取締役会にて決定する。

III. 基本報酬（金銭報酬）の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

個人別の報酬等の支給割合は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることとする。

なお、当社は2025年5月14日開催の取締役会において、当該方針の内容を一部変更し、新たに決議する予定としております。

当該取締役会決議を行うにあたり、あらかじめ取締役会の諮問機関である指名報酬委員会での審議を経ております。変更点は次のとおりとなります。

1. 基本方針

- ・報酬は、取締役の職務内容、責任の程度、業績貢献等を総合的に勘案し、公正かつ合理的な基準に基づき決定すること。
- ・当社の中長期的な企業価値向上の観点から、固定報酬（基本報酬）および業績連動型報酬、株式報酬等を適切に組み合わせること。
- ・独立性・透明性・客観性が高く、当社のステークホルダーに対する説明責任を果たすことができる内容であること。

2. 報酬水準

報酬水準は、外部調査機関のデータを活用し、時価総額が同規模の企業群や類似業種をピアグループとして、役位ごとの報酬水準の調査・分析を行い、指名報酬委員会において妥当性を検証したうえで、取締役会の決議により設定する。

また、当社の経営環境や外部環境の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

3. 報酬の構成

取締役（社外取締役を除く）の報酬を代表給、監督給、執行給の3つに区分する。なお、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

(1)代表給：代表権を有する者に固定額を金銭で毎月支給する。

(2)監督給：経営監督に対する報酬として固定額を金銭で毎月支給する。

(3)執行給：業務執行に対する報酬として、固定報酬、業績連動報酬の賞与(STI)、株式報酬(LTI)を支給する。なお、報酬の構成割合については、固定報酬65～75%：賞与15～20%：株式報酬10～15%とする。

a. 固定報酬

役位に応じた固定額を金銭で毎月支給する。

b. 賞与 (STI)

当事業年度の業績・評価に応じた金銭による業績連動報酬とし、指標として営業利益、ROE、従業員エンゲージメントの3項目とする。また、その割合は50：25：25とし、役位に応じた基準額の0～200%の金額を評価後（翌年6月）に一括支給する。

c. 株式報酬 (LTI)

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、役位に応じて譲渡制限付株式 (RS) を支給する。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別報酬は、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定する。

また、決定方針を改定する場合は、取締役会の決議に先立ち、その内容について指名報酬委員会で審議する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員である取締役の報酬等を区別し、それぞれの報酬限度額を取締役（監査等委員であるものを除く。）は「年額7億円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）」（ただし、使用人分給与は含まれない。）として、監査等委員である取締役は「年額50百万円以内」として、2016年6月29日開催の第68回定時株主総会において決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は16名（うち、社外取締役は3名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを従来以上に与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額の範囲にて、年額55百万円以内（うち社外取締役分は年額5百万円以内）として、2017年6月29日開催の第69回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬を導入することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は16名（うち、社外取締役は3名）です。

なお、2024年6月27日開催の第76回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を改定し、譲渡制限付株式の付与のための報酬内容を一部変更することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は6名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬等の内容につきましては、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や貢献度の評価を行うため、代表取締役に権限を委任しております。委任した権限が適切に行使されるよう、代表取締役が指名した複数の取締役で協議を行い、取締役会決議に基づき、代表取締役が協議の上、決定しております。

取締役会は、報酬等の決定方針および当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対 象 と な る 役 員 の 人 数 (名)
		月額報酬	役員賞与	譲渡制限付株式	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	328 (－)	271 (－)	20 (－)	36 (－)	6 (－)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	50 (50)	47 (47)	3 (3)	－ (－)	4 (4)
合 計 （うち社外取締役）	378 (50)	318 (47)	23 (3)	36 (－)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 役員賞与および譲渡制限付株式による報酬額は、いずれも当事業年度に費用計上した額であります。
3. 上記の表には、2024年6月27日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名および2024年11月8日付で辞任した取締役（監査等委員であるものを除く。）1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況、重要な兼職先との関係

氏 名	役員区分	出席状況		主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係
		取締役会	監査等委員会	
加茂谷 佳明	取締役 (監査等委員)	13回/13回 (100%)	7回/7回 (100%)	経営管理部門責任者としての豊富な経験や業界団体の要職を務めた経験に基づく医薬品行政への高い見識を活かし、取締役会の適切かつ実効的な監督、意思決定に貢献しております。
				また、指名報酬委員会の委員として、役員候補者の選定や役員報酬に関する議論において、独立した立場から意見・提言を積極的に行っております。 監査等委員会においては、委員長としてグループ子会社を含めた監査部門との連携を主導するとともに、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から意見を述べております。
小 谷 秀 仁	取締役 (監査等委員)	13回/13回 (100%)	7回/7回 (100%)	製薬・医療機器・医療IT業界における豊富な知識や企業経営者としての幅広い見識を活かし、取締役会の適切かつ実効的な監督、意思決定に貢献しております。
				また、指名報酬委員会の委員長として、役員候補者の選定や役員報酬に関する議論を主導するとともに、独立した立場から意見・提言を積極的に行っております。 監査等委員会においては、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から意見を述べております。 さらに、ガバナンス強化特別委員会の委員としても、企業経営等の視点からの確かつ有益な提言を行っております。 なお、同氏はFrederick Research合同会社代表社員およびノボキア株式会社代表取締役に就任しておりますが、これらの兼職先と当社との間には特別の利害関係はございません。

氏 名	役員区分	出席状況		主な活動状況、重要な兼職先と当社との関係
		取締役会	監査等委員会	
後 藤 千 恵	取 締 役 (監査等委員)	10回/10回 (100%)	4 回/ 4 回 (100%)	弁護士・公認会計士としての専門的知見や他社での社外取締役としての豊富な経験を活かし、取締役会の適切かつ実効的な監督、意思決定に貢献しております。 また、指名報酬委員会の委員として、役員候補者の選定や役員報酬に関する議論において、独立した立場から意見・提言を積極的に行っております。 監査等委員会においては、当社の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から意見を述べております。 さらに、ガバナンス強化特別委員会の委員としても、法務・リスク管理等の視点からの確かつ有益な提言を行っております。 なお、同氏はさくら共同法律事務所のパートナーおよび株式会社アバントグループの社外取締役（監査等委員）に就任しておりますが、これらの兼職先と当社との間には特別の利害関係はございません。

(注) 監査等委員である取締役の後藤千恵氏は、2024年6月27日開催の定時株主総会において監査等委員である取締役に就任したため、出席対象となる取締役会および監査等委員会の回数が他の監査等委員である取締役と異なっております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、1株当たりの利益を向上させることが責務であると認識しております。利益配分については、将来の収益基盤の強化と市況変動に備えて内部留保の充実に努めながら、配当政策は安定配当を基本として、毎期の業績変動をも勘案していきたいと考えております。

当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、この方針に基づき、期末配当金は1株当たり40円とさせていただきました。既に実施済の中間配当金25円と合わせまして、年間配当金は1株当たり65円となります。

なお、当社は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において剰余金の配当等を取締役会の決議によって決定することができる旨（定款第43条）の決議をいただいております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	722,805	(負 債 の 部)	465,907
流動資産	548,946	流動負債	424,008
現金及び預金	86,533	支払手形及び買掛金	397,722
受取手形	1,828	短期借入金	122
売掛金	330,663	1年内返済長期借入金	1,595
商品及び製品	90,787	リース債務	590
原材料及び貯蔵品	207	未払法人税等	5,879
仕入割戻未収入金	11,781	契約負債	162
その他	27,531	未払費用	2,997
貸倒引当金	△385	賞与引当金	3,583
固定資産	173,858	役員賞与引当金	42
有形固定資産	86,844	その他	11,311
建物及び構築物	34,220	固定負債	41,899
機械装置及び運搬具	184	社債	13,081
器具及び備品	7,417	長期借入金	4,478
土地	41,592	リース債務	1,394
リース資産	1,343	繰延税金負債	10,648
建設仮勘定	2,086	債務保証損失引当金	286
無形固定資産	6,087	再評価に係る繰延税金負債	721
のれん	193	退職給付に係る負債	2,764
その他	5,893	資産除去債務	2,958
投資その他の資産	80,927	独占禁止法関連損失引当金	4,849
投資有価証券	64,095	その他	715
長期貸付金	1,159	(純 資 産 の 部)	256,897
繰延税金資産	3,254	株主資本	245,975
その他	13,959	資本金	10,649
貸倒引当金	△1,541	資本剰余金	45,212
		利益剰余金	218,932
		自己株式	△28,819
		その他の包括利益累計額	10,679
		その他有価証券評価差額金	15,089
		土地再評価差額金	△4,409
		新株予約権	126
		非支配株主持分	116
資産合計	722,805	負債及び純資産合計	722,805

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		1,518,495
売上原価		1,396,847
売上総利益		121,648
販売費及び一般管理費		102,711
営業利益		18,936
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,161	
その他	1,485	2,646
営業外費用		
支払利息	46	
持分法による投資損失	189	
その他	630	866
経常利益		20,716
特別利益		
固定資産売却益	2,193	
投資有価証券売却益	6,388	
その他	30	8,612
特別損失		
固定資産処分損	149	
減損損失	54	
投資有価証券売却損	132	
投資有価証券評価損	903	
その他	31	1,271
税金等調整前当期純利益		28,056
法人税、住民税及び事業税	9,092	
法人税等調整額	△892	8,199
当期純利益		19,856
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純利益		19,844

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	242,556	(負 債 の 部)	92,112
流動資産	101,635	流動負債	66,179
現金及び預金	74,933	リース債務	104
営業未収入金	86	未払金	202
前払費用	30	未払費用	722
その他の未収入金	413	未払法人税等	1,896
短期貸付金	26,160	未払消費税等	185
その他	10	預り金	62,850
固定資産	140,921	賞与引当金	81
有形固定資産	42,239	役員賞与引当金	23
建物	20,841	その他	111
構築物	495	固定負債	25,933
器具及び備品	403	社債	13,081
土地	18,755	リース債務	238
リース資産	311	繰延税金負債	9,546
建設仮勘定	1,431	再評価に係る繰延税金負債	721
無形固定資産	1,093	退職給付引当金	9
借地権	12	債務保証損失引当金	286
ソフトウェア	831	資産除去債務	2,044
その他	249	その他	3
投資その他の資産	97,588	(純 資 産 の 部)	150,444
投資有価証券	43,059	株主資本	137,405
関係会社株式	45,107	資本金	10,649
関係会社出資金	1,585	資本剰余金	46,177
関係会社長期貸付金	1,188	資本準備金	46,177
破産更生債権等	2,780	利益剰余金	109,437
長期前払費用	181	利益準備金	664
その他	5,799	その他利益剰余金	108,773
貸倒引当金	△2,113	土地圧縮積立金	2,629
		別途積立金	6,336
		繰越利益剰余金	99,807
		自己株式	△28,859
		評価・換算差額等	12,912
		その他有価証券評価差額金	17,299
		土地再評価差額金	△4,386
		新株予約権	126
資産合計	242,556	負債及び純資産合計	242,556

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
経営指導料収入	1,424	
不動産賃貸料収入	4,283	
受取配当金収入	9,371	
その他	517	15,597
営業費用		8,613
営業利益		6,983
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,152	
その他	248	1,400
営業外費用		
支払利息	370	
その他	365	736
経常利益		7,648
特別利益		
固定資産売却益	2,186	
投資有価証券売却益	7,505	9,692
特別損失		
固定資産処分損	108	
減損損失	4	
投資有価証券売却損	129	
投資有価証券評価損	903	
その他	5	1,150
税引前当期純利益		16,190
法人税、住民税及び事業税	1,800	
法人税等調整額	529	2,329
当期純利益		13,861

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

東邦ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野水善之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白鳥大輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高田雅代

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

東邦ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野水善之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白鳥大輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高田雅代

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

東邦ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 加茂谷 佳 明 ㊞

監査等委員 小 谷 秀 仁 ㊞

監査等委員 後 藤 千 恵 ㊞

(注) 監査等委員加茂谷佳明、小谷秀仁及び後藤千恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京ミッドタウン八重洲カンファレンス 4階大会議室

東京都中央区八重洲二丁目2番1号

(会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください)



交通のご案内

JR線、東京メトロ 丸ノ内線 「東京」 駅 地下直結（八重洲地下街経由）

東京メトロ 銀座線 「京橋」 駅 徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を受けています
FSC® C022915